

平成22年3月9日付け津市監査委員告示第1号公表分

美里総合支所

地域振興課（美里総合支所産業環境課（当時））

監査の結果	公有財産の権利登記について、旧美里村が昭和61年に購入した靱殻炭化施設用地は、売主の死亡を理由に所有権移転登記が未了となっているが、売主が所有権移転登記手続債務を履行しないまま死亡したときは、一般的に当該債務は相続人が承継しているものと解されることから、事実関係を調査の上、売主の相続人に当該債務の履行を求めるなど、所要の是正措置を講じられたい。
措置の内容	平成27年7月6日に、相続人から遺産分割協議が整った旨の連絡を受け、市に対して当該未登記土地の寄付採納願が提出されたことから受納し、平成27年7月23日嘱託登記手続きを行い完了した。